一般貸切旅客自動車運送事業
許可申請に係る法令試験問題

令和8年9月17日

注意事項

1．試験開始時間は、１０時００分～１０時５０分です。
2．解答は問題用紙の解答欄に記入してください。
3．開始時間までは、問題は開かないでください。
4．運転免許証等は、机の上に出しておいて下さい。
5．筆記用具、自動車六法以外のものは机の上に置かないで下さい。
6．質問等のある方は、静かに手をあげて下さい。
7．不正な行為をされた場合は、直ちに受験を停止し、退場していただくこととなります。その場合、試験は不合格となります。
8．携帯電話等の電子機器の電源は切って下さい。
9．試験会場は禁煙です。
10．試験会場からの退場時は、解答用紙を裏返して他の受験者の迷惑とならないように静かに退場して下さい。

注）試験問題中「事業者」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。
○「事業者」‥‥「一般貸切旅客自動車運送事業者」
○「法律」‥‥「道路運送法」

内閣府沖縄総合事務局

一般貸切旅客自動車運送事業法令試験問題

試験日　令和8年9月17日

事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

問１．次の問題に答えなさい。文中に（　　）があるものは、あてはまる語句を記入しなさい。

１．事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。具体的に何を変更する際に認可が必要となるか、２つ記入しなさい。

答.　営業区域、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、自動車車庫の収容能力

（道路運送法第１５条）

２．事業者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を（　　）に適合するように維持しなければならない。

答.　保安基準

（車両法第４７条）

３．事業者が省令で定める特別な指導として、初任運転者に対して行う安全運転の実技は（　　）時間以上実施しなければならない。

答.　20

（指導及び監督の指針第２章２）

問２．次の文中のうち正しいものには○、誤っているものには×を（　）内に記入しなさい。

１．運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。

（　○　）　（運輸規則第５０条）

２．事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

（　○　）　（運輸規則第４７条）

3．一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の車内に運賃及び料金を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

（　×　）　（運輸規則第４条）

4．旅客自動車運送事業者は、旅客又は公衆に対して、公平かつ懇切な取扱いをしなければならない。

（　○　）　（運輸規則第２条）

5．事業者は、運送の申込を受けた順序により、旅客の運送をしなければならない。ただし、天災の場合のみ、この限りではない。

（　×　）　（道路運送法第１４条）

6．一般貸切旅客自動車運送事業とは、一個の契約により乗車定員十人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業である。

（　×　）　（道路運送法第３条）

7．事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者等に対して、当該乗務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行わなければならない。

（　○　）　（運輸規則第２４条）

8．旅客自動車運送事業運輸規則第４７条の７第１項の規定に基づき一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）に「事業用自動車に係る情報」は定めにない。

（　×　）　（運輸規則第４７条の７）

9．一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求めてはならない。

（　○　）　（道路運送法第３０条）

10．一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する場合において、原則、旅客は乗車券を所持せずに乗車できない。

（　○　）　（標準運送約款第８条）

11. 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、当該運賃及び料金の実施予定日の三十日前までに運賃及び料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。

（　○　）　（施行規則第１０条の２）

12. 事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたものであるときは、当該自動車の乗客に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

（　×　）　（運輸規則第３８条）

13. 旅客自動車運送事業の乗務員は、事業用自動車内で喫煙してはならない。

（　○　）　（運輸規則第４９条）

14. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、疾病、疲労、睡眠不足、天災その他の理由により安全な運転をすることができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出る必要がある。

（　○　）　（運輸規則第５０条）

15. 事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理を補助する者を選任した場合はこの限りではない。

（　×　）　（運輸規則第６８条）

問３．次の文章の（　）にあてはまる最も適当な語句を選び、記号を記入して答えなさい。

１．旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあっては、前年７月１日から６月３０日までの期間に係る変更について、毎年（　　）までに届け出るものとする。

ア．３月３１日
イ．５月３１日
ウ．７月３１日

【解答】　ウ　　（施行規則第６６条）

2．一般貸切旅客自動車運送事業を休止または廃止しようとする場合、休止または廃止しようとする日の少なくとも（　　）日前までに、営業所その他の事業所において公衆に見えやすいように掲示しなければならない。

ア．七

イ．十

ウ．三十

【解答】　ア　　（運輸規則第７条）

3．一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに（　　）を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより、事業用自動車の運転者に対し適切な指導を行うとともに、これを当該運転者に携行させなければならない。

ア．乗客の要望等

イ．旅客が乗車する区間等

ウ．点呼した者の氏名等

【解答】　イ　　（運輸規則第２８条の２）

4．一般貸切旅客自動車運送業に従事する運転者の１日についての拘束時間は、（　　）を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、１６時間とすること。この場合において、１日についての拘束時間が１５時間を超える回数は、１週間について２回以内とすること。

ア．１２時間

イ．１３時間

ウ．１４時間

【解答】　イ　　（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

5．拘束時間は、４週間を平均し１週間当たり６５時間を超えないものとすること。ただし、貸切バスを運行する営業所において運転の業務に従事する者、貸切バスに乗務する者及び特定運転者（いわゆる高速バスの運転者）については、労使協定があるときは、５２週間のうち（　　）までは、４週間を平均し１週間あたり７１．５時間まで延長することができる。

ア．１２週間

イ．１６週間

ウ．２０週間

【解答】　イ　　（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第５条第１項）

6．旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消化器を備えたものであるときは、当該自動車の（　　）等に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしなければならない。

ア．運転者

イ．乗務員

ウ．旅客

【解答】　イ　　（運輸規則第３８条）

7．一般貸切旅客自動車運送事業者が使用する自動車が（　　）人以上の死者を生じる事故を引き起こした場合は、二十四時間以内においてできる限り速やかにその事故の概要を運輸支局長等に速報しなければならない。

ア．一

イ．二

ウ．五

【解答】　ア　　（事故報告規則第４条）

8．旅客自動車運送事業運輸規則は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び（　　）を図ることを目的とする。

ア．事業者の利便

イ．従業員の利便

ウ．旅客の利便

【解答】　ウ　　（運輸規則第１条）

9．一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、収受した運賃又は料金の（　　）をしてはならない。

ア．割引

イ．払戻し

ウ．割戻し

【解答】　ウ　　（道路運送法第１０条）

10．輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドラインは、貸切バスの（　　）に対して、安全運行の確保のために必要な行程作成や契約上の留意点への理解と十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にすることを目的としている。

ア．事業者

イ．運転者

ウ．利用者

【解答】　ウ　　（輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン）

11. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受は、国土交通大臣の（　　）を受けなければ、その効力を生じない。

ア．許可

イ．認可

ウ．承認

【解答】　イ　　（道路運送法第３６条第１項）

12. 自動車の（　　）は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備することにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。

ア．所有者

イ．使用者

ウ．運転者

【解答】　イ　　（車両法第４７条）